

リスク管理方針書（案）に係る質問の回答

NO	頁	シート 番号	項目	質問等	回答
1	7		資金調達	「契約等を含む内容」の中に前払金の支払に関する記載がありますが、本事業の建設請負契約においては建設請負事業者に対して前払金の支払が行われるという理解でよろしいでしょうか？また、前払金の支払にあたっては、「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）」第2条第4項に規定する保証事業会社の保証が必要との理解でよろしいでしょうか？貴組合を構成する5市町では、従来より公共事業の発注に際して、一定割合の前払金を支払うことで工事費等の積算においてコスト縮減を図る一方、受注企業の資金調達を円滑にし、事業が適正かつ迅速に行われるよう上記前払金制度が実施活用されております。貴組合におきまして、同様の趣旨に基づき前払金の支払をご検討下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。	詳細は未定です。 貴重なご意見として承ります。入札公告時に提示します。
2	-		事業リスクに係るリスク抽出シート	もう少し文字が明瞭なデータを提供願います。	再掲します。
3	-		設備などに係るリスク抽出シート	提出するリスク抽出シートについてですが、シート左の「リスク要因」と右の「想定される事故、故障など」の関係ですが、「リスク要因」に対して「留意事項・リスク対策」を施し、シート右の「想定される事故、故障など」を防ぐという考え方で整理すればよろしいでしょうか。また、「リスク顕在化の場合の影響の大きさ」で「 」が記載例となっていますが、影響度を何らかの指標で示すのでしょうか。それらは提出するシートではどのように表現すればよろしいのでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。 このシートは各社の施設設計における考え方を確認するものであり、影響の大きさは、施設停止期間や周辺環境への影響等の視点から各社で設定して下さい。
4		37	事業リスクに係るリスク抽出シート共通 物価変動37、38	物価変動については適正なインデックスの設定をお願いいたします。例 人件費：毎月勤労統計調査＞産業別賃金燃料、ガス、電気、水道：国内企業物価指数点検補修：国内企業物価指数＞一般機械薬品費：国内企業物価指数＞化学製品諸経費：企業向サービス価格指数	貴重なご意見として承ります。入札公告時に提示します。
5		48	事業リスクに係るリスク抽出シート共通 不可抗力48	建設費の1%を超えない範囲の損害額、増加費用は建設事業者負担とありますが、当該不可抗力は建設事業者で回避不能なリスクであり、全額組合殿ご負担としていただけないでしょうか。	相互でリスクを負うことで、顕在時の影響を最小限に留める仕組みを構築したいと考えています。 変更なしとします。
6		50	事業リスクに係るリスク抽出シート共通 不可抗力50	年間委託金額の1%を超えない範囲の損害額、増加費用は運営事業者負担とありますが、当該不可抗力は運営事業者で回避不能なリスクであり、全額組合殿ご負担としていただけないでしょうか。	No5をご参照下さい。
7		79	事業リスクに係るリスク抽出シート維持 管理・運営段階ごみ量・ごみ質の変動79	ごみ質変動の規定する範囲とは、要求水準書（案）で示されている計画ごみ質の範囲と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8		80	事業リスクに係るリスク抽出シート維持 管理・運営段階ごみ量・ごみ質の変動80	固定費も含めた運営委託料を対象とするのではなく、ごみ量、ごみ質の変動による影響を受ける変動費を対象にその1～3%程度を超える変動があった場合にご精算いただけるものとしていただけないでしょうか。	No7をご参照下さい。
9		81	事業リスクに係るリスク抽出シート維持 管理・運営段階ごみ量・ごみ質の変動82	災害廃棄物を受入れた場合において、当該年度の計画ごみ量を超えた場合に、差額を精算とありますが、合計ごみ量が計画ごみ量を超えない場合においても、災害ごみ受入にともなう対応において、増加費用（受入業務負荷の増大、ごみ質の変動）が発生した場合には精算いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	協議を行うものとします。
10		9	事業リスクに係るリスク抽出シートNo. 9	本項目に対する「民間事業者が負担するものを担保する方法」欄において、民間事業者の構成員に対する損害賠償が規定されています（No. 4、5、8は違約金を規定されている）が、No. 4、5、8の事象においても、平成28年度以降の外部へのごみ処理委託の可能性は本項目と同様に存在すると考えます。本項目のみ損害賠償が規定されている理由をご教示願います。	No4、5、8は、損害賠償を違約金の形式で整理しています。No9は契約の見直しであり、違約金との形式をとっていません。
11		10	事業リスクに係るリスク抽出シート No.10、11	貴組合、民間事業者のいずれの責にも帰さない事由で事業契約の締結に至らなかった場合は飽くまで不可抗力であり、不可抗力に起因する損害の負担は事業開始以降と同様に貴組合が主負担者であると考えますがいかがでしょうか。	変更はありません。企画提案書の提出と同様に事業契約の締結までは相応の負担とします。
12		12	事業リスクに係るリスク抽出シートNo. 12、14、19、21	法令変更、政策変更に起因し、貴組合より契約を解除された場合、建設請負契約においては、出来高に相応する代金、運営事業委託契約の場合は、支払われていない業務に対する委託料をお支払い頂ける旨記載がありますが、契約解除に係る民間事業者の損害も貴組合に請求できることをご配慮願います。	貴重なご意見として承ります。入札公告時に提示します。 なお、得べかりし利益への支払いは行いません。
13		17	事業リスクに係るリスク抽出シートNo. 17	「税制度の変更等・・・増加するリスク」に、「消費税率の変更に伴うリスク」も含まれると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14		17	事業リスクに係るリスク抽出シートNo. 17	「契約等を含む内容」として、「ただし、組合が負担する金額が過分のときは、不可抗力の規定を適用する。」とありますが、当該リスク負担について、負担金額が過分のときに不可抗力規定を適用するというのは、どのようなお考えによるものでしょうか（税制度に関するリスクは、公共側にてご負担頂くべきリスクと考えます）。	基本的には公共で追うリスクであると考えますが、事業そのものが継続困難なレベルは組合でも想定困難とのことで不可抗力扱いとしています。

リスク管理方針書（案）に係る質問の回答

NO	頁	シート 番号	項目	質問等	回答
15		28	事業リスクに係るリスク抽出シート No.28、31	住民対応リスクを事業に起因するか否かの判断で官民分担されておりますが、住民反対等の対応については、前述のリスク分担で明確化できない「住民感情」が含まれるケースもあることから、実際の対応が必要となった場合は、官民共同で対応する必要があると考えております。	貴重なご意見として承ります。
16		35	リスク抽出シート環境保全	施設の運営に伴って発生した有害物質の排出や騒音、振動等の悪化については、法令変更法令強化によるものは民間事業者リスク対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17		35	事業リスクに係るリスク抽出シート No.35、36	「環境保全リスク」の負担者が民間事業者（建設請負事業者・運営事業者）となっておりますが、民間事業者の責めに帰さない事由による環境負荷に係るリスクについては、貴組合にご負担頂けると解釈してよろしいでしょうか（例えば、事業用地に内在している土壌汚染・地下水汚染リスクや、ごみ収集車による悪臭・騒音・振動リスク等が考えられます）。	お見込みのとおりです。
18		37	事業リスクに係るリスク抽出シート No.37、38、48、50	物価変動リスクと不可抗力リスクは一定の範囲内を民間事業者負担とありますが、仮に、一定の範囲を契約金額の1％程度としても、場合に依っては数億円規模の費用負担が発生することが見込まれます。これらの発生頻度と費用を提案段階で費用化することは現実的には不可能であることから、物価変動により契約金額の増加がある場合は、その率に関わらず、契約代金額を見直して頂くことをご配慮願います。	貴重なご意見として承ります。入札公告時に提示します。
19		37	物価変動リスク	建設工事期間、運営事業期間の物価変動に対する負担は、国交省省工事請負契約書運用マニュアルにある1.0%若しくは1.5%に準拠していると判断させていただいてよろしいでしょうか。また、定期的な見直しを行っていただくようお願いします。	No18をご参照下さい。
20		38	事業リスクに係るリスク抽出シートNo.38	「物価変動リスク」については、主として貴組合にご負担頂けることになっておりますが、他の事例では、物価変動に応じて価格改定を行うためのインデックスとして「消費者物価指数」等の「単一指標」を用いた費用見直しを行う例が散見されますが、本事業は変動傾向が異なる可能性のある多種多様な費用項目で構成されることから、単一指標のみで物価変動割合を判断することは、受発注者双方にリスクがあるものと考えます。加えて、本事業に関連する各種費用項目は、消費者物価指数が対象とする一般的な品目（食品等）の物価変動とは必ずしも変動傾向が一致しないものが多数存在するものと考えます（例えば、鉄鋼等の原材料・燃料等）。したがって、本事業に直接関係する費用項目を対象とした、複数のインデックスを用いた価格改定方法をご採用下さいませよう御願います。	No18をご参照下さい。
21		73	事業リスクに係るリスク抽出シートNo.73	ここで規定される工事の遅延、未完工による供用開始遅延リスクは飽くまで建設請負事業者の責に起因することを前提とされており、起因者に依っては、貴組合がそのリスクを負担するケースもあることを確認させてください。	起因者が組合の場合は、組合がリスクを負担します。
22		82	事業リスクに係るリスク抽出シートNo.82	災害廃棄物等によるごみ質、ごみ量の変動に対し、契約等を含む内容として、年間計画ごみ量から増加するごみ量に対する費用負担のみ規定されておりますが、固定費、変動費の2部料金制を採用されている以上、本費用負担は変動費の考え方で補正されます。ここでは、本施設での処理限界量を超過した場合の規定と、災害廃棄物等のごみ質が本施設に悪影響を及ぼした場合の変動費の増加と固定費(特に維持補修費)の取り扱いについて規定願います。	貴重なご意見として承ります。入札公告時に提示します。
23		82	事業リスクに係るリスク抽出シートNo.82	災害廃棄物は、その性状が通常のごみ質から大きく逸脱することに伴い、排ガスや飛灰の処理薬剤使用量が増加することが想定されるため、それを処理したことで発生した追加費用は、全額清算されるものと理解致します。	貴重なご意見として承ります。入札公告時に提示します。
24		94	事業リスクに係るリスク抽出シートNo.94	事故、火災等発生の帰責者が当該コストを負担するものと理解します。	変更はありません。
25		102	事業リスクに係るリスク抽出シートNo.102	貴組合が指定する後納制利用者等への債権回収（料金督促・手数料回収不能に係るリスクを含む）は、運営事業者が負担できるものではないことから、貴組合にてご負担頂けると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26		102	事業リスクに係るリスク抽出シート No.102	「契約等を含む内容」として、「処理手数料の未徴収分は建設請負事業者又は運営事業者が負担する。」とありますが、民間事業者は貴組合のような指導的立場にないことから、料金未払者への督促等、強制力を持った措置を取り得ません。料金未払者への強制的な督促等の措置を取りえる貴組合に、当該リスクをご負担頂くことが、「リスクを管理できるものが当該リスクを負担する」という「リスク管理方針書（案）1.リスク管理方針書の目的」にお示し頂いたコンセプトに沿うものであり、適切な事業運営を可能にするものであると考えます。	本施設を管理するものとして、組合と同等の立場で指導ができると考えます。